

総政企第 106 号
令和 5 年 4 月 28 日

統計委員会委員長
椿 広 計 殿

総務大臣
松 本 剛 明

諮問第173号
商業動態統計調査の変更について（諮問）

標記について、令和 5 年 4 月 24 日付け 20230420 統第 1 号により経済産業大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第 2 項において準用する同法第 9 条第 4 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

【公印・契印（省略）】

20230420統第1号

令和5年4月24日

総務大臣殿

経済産業大臣

基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項の規定に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

商業動態統計調査（注：令和6年1月分調査以降）

主管部課	経済産業省大臣官房調査統計グループ サービス動態統計室
事務担当者	山田 幸枝 電話 03 (3501) 1092 e-mail : yamada-sachie@meti.go.jp

別紙

申請事項記載書

1 調査の名称

商業動態統計調査

2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
<p>8 集計事項</p> <p><u>《削除》</u></p> <p><u>・商業販売に関する事項</u></p> <p><u>・大規模卸売店販売に関する事項</u></p> <p><u>・百貨店・スーパー販売に関する事項</u></p> <p><u>・コンビニエンスストア販売に関する事項</u></p> <p><u>・家電大型専門店販売に関する事項</u></p> <p><u>・ドラッグストア販売に関する事項</u></p> <p><u>・ホームセンター販売に関する事項</u></p> <p><u>(集計事項一覧については、別紙2「集計事項」参照)</u></p>	<p>8 集計事項</p> <p><u>次の事項について集計する。なお、詳細については、別紙「集計事項」のとおり。</u></p> <p><u>①商業販売に関する事項</u></p> <p><u>②大規模卸売店販売に関する事項</u></p> <p><u>③百貨店・スーパー販売に関する事項</u></p> <p><u>④コンビニエンスストア販売に関する事項</u></p> <p><u>⑤家電大型専門店販売に関する事項</u></p> <p><u>⑥ドラッグストア販売に関する事項</u></p> <p><u>⑦ホームセンター販売に関する事項</u></p>	<p>・記載ぶりの変更</p> <p>・変更内容の詳細については、別添の集計事項一覧新旧対照表参照</p>

変更案	変更前	変更理由
<p>10 使用する統計基準等</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>使用する→<input checked="" type="checkbox"/>日本標準産業分類 <input type="checkbox"/>日本標準職業分類</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>その他（<u>指数の基準時に関する統計基準、季節調整法の適用に当たっての統計基準</u>）</p> <p><input type="checkbox"/>使用しない</p> <p>・<u>調査対象範囲の画定に当たっては、日本標準産業分類を使用する。なお、業種別の一部集計結果の表章については、中分類、小分類及び細分類の分類項目を集約して利用する。</u></p> <p>・<u>集計の一環として作成する各種指数については、「指数の基準時に関する統計基準」に準拠して、基準時を5年ごとに更新するほか、集計表に指数の基準時を表章する措置を講じている。また、「季節調整法の適用に当たっての統計基準」に準拠し、X-12-ARIMAにより季節調整を行うとともに、季節調整法の運用に関する情報を経済産業省ホームページで公表する。</u></p>	<p>10 使用する統計基準</p> <p>調査対象範囲の画定に当たっては、日本標準産業分類を使用する。なお、業種別の一部集計結果の表章については、中分類、小分類及び細分類の分類項目を集約して利用する。</p>	<p>実態に即して正確に記載</p>

集計事項一覧新旧対照表

変更案	変更前	変更理由
商業動態統計速報 <<削除>> <<削除>> 商業動態統計月報（確報） 第3部 百貨店・スーパー販売 <<削除>> <<削除>> <<削除>> ・経済産業局別、商品別期末商品手持額	商業動態統計速報 ・百貨店・スーパー東京特別区・政令指定都市別、商品別 <u>販売額</u> ・百貨店・スーパー東京特別区・政令指定都市別販売額前 <u>年(度、同期、同月)比増減率</u> 商業動態統計月報（確報） 第3部 百貨店・スーパー販売 ・東京特別区・政令指定都市別販売額 ・東京特別区・政令指定都市別販売額前年（度、同期、 <u>同月）比増減率</u> ・東京特別区・政令指定都市別、商品別販売額等 ・経済産業局別、 <u>東京特別区・政令指定都市別、商品別</u> 期末商品手持額	秘匿が多いため利用実績等から 必要性の精査に伴う削除

調査計画（変更後）

1 調査の名称

商業動態統計調査

2 調査の目的

商業を営む事業所及び企業の事業活動の動向を明らかにするための商業動態統計（統計法第2条第4項第3号に規定する基幹統計）を作成することを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（全国 その他）

(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

商業動態統計調査は、甲調査、乙調査、丙調査、丁1調査、丁2調査、丁3調査及び丁4調査とする。
各調査の属性的範囲は、以下のとおり（詳細は「別表第1」を参照）。

<卸売業>

① 甲調査

- ・ 統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（平成25年10月改定。以下「日本標準産業分類」という。）に掲げる「中分類50－各種商品卸売業」に属する事業所のうち従業者100人以上のもの。
- ・ 日本標準産業分類に掲げる「中分類51－繊維・衣服等卸売業」から「中分類55－その他の卸売業（「細分類5598－代理商，仲立業」を除く。）」までに属する事業所のうち従業者200人以上のもの。

② 乙調査

日本標準産業分類に掲げる「中分類50－各種商品卸売業」から「中分類55－その他の卸売業（「細分類5598－代理商，仲立業」を除く。）」までに属する事業所（前記①に規定する事業所を除く。）。

<小売業>

③ 乙調査

日本標準産業分類に掲げる「中分類56－各種商品小売業」から「中分類61－無店舗小売業」までに属する事業所（後記④に規定する事業所及び⑤から⑧までに規定する対象企業の傘下事業所を除く。）。

④ 丙調査

日本標準産業分類に掲げる「中分類56－各種商品小売業」から「中分類60－その他の小売業」

までに属する事業所のうち従業者50人以上のもの（後記⑤から⑧までに規定する対象企業の傘下事業所を除く。）であって、次の条件を満たすもの。

- ・ 日本標準産業分類に掲げる「小分類561-百貨店、総合スーパー」に属する事業所のうち、売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用していない事業所であって、次に掲げる売場面積のもの（以下「百貨店」という。）。
 - i) 東京都特別区及び政令指定都市については3,000㎡以上
 - ii) 前記i)以外の地域については1,500㎡以上
- ・ 売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用している事業所であって、売場面積が1,500㎡以上のもの（以下「スーパー」という。）。

⑤ 丁1調査

日本標準産業分類に掲げる「細分類5891-コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」に属する事業所（企業が自ら経営する事業所及び定型的な約款による契約に基づく事業所のいずれも含む。以下「コンビニエンスストア」という。）を500店舗以上有する企業。

⑥ 丁2調査

日本標準産業分類に掲げる「細分類5931-電気機械器具小売業（中古品を除く）」又は「細分類5932-電気事務機械器具小売業（中古品を除く）」に属する事業所（以下「家電専門店」という。）であって、売場面積が500㎡以上の家電専門店を10店舗以上有する企業。

⑦ 丁3調査

日本標準産業分類に掲げる「細分類6031-ドラッグストア」に属する事業所（以下「ドラッグストア」という。）を50店舗以上有する企業又はドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業。

⑧ 丁4調査

日本標準産業分類に掲げる「細分類6091-ホームセンター」に属する事業所（以下「ホームセンター」という。）を10店舗以上有する企業又はホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業。

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

約25,000事業所又は企業（母集団の大きさ：約136万事業所）

【甲調査】約800事業所

【乙調査】約18,000事業所

【丙調査】約6,100事業所

【丁調査】約100企業

- (2) 報告者の選定方法 (■全数 ■無作為抽出(■全数階層あり) □有意抽出)

調査実施時期に利用可能な最新の経済センサス - 活動調査を母集団情報とする。

- 1) 甲調査及び乙調査 (詳細は別紙1「商業動態統計調査の標本設計に関する資料」を参照)

3の(2)①の調査においては、業種別に従業者規模200人以上(各種商品卸売業のみ100人以上)の事業所すべてを選定、②～③の調査においては、業種別、従業者規模別に無作為抽出により選定し、報告を求める者を経済産業大臣が個別に指定する(指定事業所調査)。

- 2) 丙調査及び丁調査

3の(2)④～⑧の調査においては、報告を求める者を経済産業大臣が個別に指定する(指定事業所(企業)調査)。

- (3) 報告義務者

3の(2)①～④の調査においては、事業所の管理責任者(一括調査企業にあつては、企業を代表する者)

3の(2)⑤～⑧の調査においては、企業を代表する者

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

- (1) 報告を求める事項(詳細は「別表第2～10」の調査票を参照)

- 1) 甲調査は、次に掲げる事項について行う。

- ① 名称
- ② 所在地
- ③ 従業者数
- ④ 商品販売額
- ⑤ 商品手持額
- ⑥ 法人番号

- 2) 乙調査は、次に掲げる事項について行う。

- ① 名称
- ② 所在地
- ③ 従業者数
- ④ 商品販売額
- ⑤ 法人番号

- 3) 丙調査は、次に掲げる事項について行う。

- ① 名称
- ② 所在地
- ③ 売場面積
- ④ 従業者数
- ⑤ 営業日数
- ⑥ 商品販売額
- ⑦ 商品券販売額
- ⑧ 商品手持額
- ⑨ 法人番号

4) 丁1調査は、次に掲げる事項について行う。

- ① 企業名
- ② 所在地
- ③ 商品販売額
- ④ サービス売上高
- ⑤ 店舗数
- ⑥ 法人番号

5) 丁2調査、丁3調査及び丁4調査は、次に掲げる事項について行う。

- ① 企業名
- ② 所在地
- ③ 商品販売額
- ④ 店舗数
- ⑤ 法人番号

[集計しない事項の有無] 無 有

- ・甲調査及び乙調査の従業者数は、業種別、従業者規模別の階層の確認にのみ用いるものであり、集計は行わない。
- ・甲調査の商品販売額及び商品手持額のうち、調査開始月に調査する12月分は、リンク係数作成にのみ用いるものであり、集計は行わない。
- ・乙調査の商品販売額のうち、調査開始月に調査する12月分は、業種別販売額の比推定にのみ用いるものであり、集計は行わない。
- ・法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

毎月末日現在

ただし、商品販売額、営業日数、商品券販売額及びサービス売上高は、月初めから月末までの1か月間、甲調査及び丙調査の調査事項のうち商品手持額については、毎四半期末日現在によって行う。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

経済産業省—民間事業者—報告者

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査（政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール）
調査員調査 その他（POS収集事業者）

[調査方法の概要]

- ・経済産業省から調査事務を受託した民間事業者が、報告者に対して調査票の記入を依頼する。
- ・報告者は、以下の方法により回答することができる。

1) 調査票による提出

報告者は、調査票に所定の事項を記入し、これに記名し、1部を別表第11（調査票使用区分）に従って経済産業大臣に提出する。

2) オンラインによる提出

報告者は、政府統計共同利用システムを使用して、所定の事項を入力し、経済産業大臣に提出する。

3) 電磁的記録による提出

報告者は、電磁的記録に所定の事項を記録し、別表第11（調査票使用区分）に従って経済産業大臣に提出する。

4) 報告を求める事項を把握できる情報の提供

丁2調査の報告者は、上記1)から3)に代えて、報告を求める事項を把握できるPOSデータ等を経済産業省が契約する民間事業者に提供し、当該民間事業者が当該データを報告を求める事項に組み替えた結果を経済産業大臣に提出する。

- ・なお、民間事業者は、調査票の配布・収集のほか、POSデータ等の調査票への組替集計（丁2調査のみ）、督促及び疑義照会も行う。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他（ ）

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査票の提出期限は、調査対象月の翌月の15日

8 集計事項

- ・商業販売に関する事項
- ・大規模卸売店販売に関する事項
- ・百貨店・スーパー販売に関する事項
- ・コンビニエンスストア販売に関する事項
- ・家電大型専門店販売に関する事項
- ・ドラッグストア販売に関する事項
- ・ホームセンター販売に関する事項

(集計事項一覧については、別紙2「集計事項」参照)

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法 (e-Stat インターネット (e-Stat以外) 印刷物 閲覧)

(2) 公表の期日

原則として、速報は、調査対象月の翌月下旬。

原則として、月報は、調査対象月の翌々月中旬。

10 使用する統計基準等

使用する → 日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他 (指数の基準時に関する統計基準、季節調整法の適用に当たっての統計基準)

使用しない

- ・調査対象範囲の画定に当たっては、日本標準産業分類を使用する。なお、業種別の一部集計結果の表章については、中分類、小分類及び細分類の分類項目を集約して利用する。
- ・集計の一環として作成する各種指数については、「指数の基準時に関する統計基準」に準拠して、基準時を5年ごとに更新するほか、集計表に指数の基準時を表章する措置を講じている。また、「季節調整法の適用に当たっての統計基準」に準拠し、X-12-ARIMAにより季節調整を行うとともに、季節調整法の運用に関する情報を経済産業省ホームページで公表する。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

保存期間：記入済み調査票及び報告者提出の電磁的記録は1年、調査票の内容を記録した電磁的記録は永年。

保存責任者：経済産業大臣

12 立入検査等の対象とすることができる事項

5の（1）の報告を求める事項に掲げる事項。

別表第1(属性的範囲)

(1)卸売業

日本標準産業分類		従業者		
中分類※注1	小分類	200人以上	199~100人	99人以下
50 各種商品卸売業	501 各種商品卸売業	甲調査 (指定事業所)	乙調査 (指定事業所)	
51 繊維・衣服等卸売業	511 繊維品卸売業(衣服、身の回り品を除く)			
	512 衣服卸売業			
	513 身の回り品卸売業			
52 飲食料品卸売業	521 農畜産物・水産物卸売業			
	522 食料・飲料卸売業			
53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	531 建築材料卸売業			
	532 化学製品卸売業			
	533 石油・鉱物卸売業			
	534 鉄鋼製品卸売業			
	535 非鉄金属卸売業			
	536 再生資源卸売業			
54 機械器具卸売業	541 産業機械器具卸売業			
	542 自動車卸売業			
	543 電気機械器具卸売業			
	549 その他の機械器具卸売業			
55 その他の卸売業	551 家具・建具・じゅう器等卸売業			
	552 医薬品・化粧品等卸売業			
	553 紙・紙製品卸売業			
	559 他に分類されない卸売業 (5598 代理商、仲立業を除く)			

(2)小売業

日本標準産業分類		従業者	
中分類 ※注1	小分類	50人以上	49人以下
	細分類 その他の条件	売場面積、セルフ方式採用の有無等	
56 各種商品小売業	561 百貨店、総合スーパー	丙調査 (指定事業所) ※注2、※注3	乙調査 (指定事業所)
	569 その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)		
57 織物・衣服・身の回り品小売業			
58 飲食料品小売業	581 各種食料品小売業	丙調査 (指定事業所) ※注3	乙調査 (指定事業所)
	582 野菜・果実小売業		
	583 食肉小売業		
	584 鮮魚小売業		
	585 酒小売業		
	586 菓子・パン小売業		
	589 その他の飲食料品小売業	丁1調査 (指定企業)	
5891 コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る) コンビニエンスストアを500店舗以上有する企業			
59 機械器具小売業	591 自動車小売業	丙調査 (指定事業所) ※注3	乙調査 (指定事業所)
	5914 二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)		
	592 自転車小売業		
	593 機械器具小売業(自動車、自転車を除く)		
	5931 電気機械器具小売業(中古品を除く) 5932 電気事務機械器具小売業(中古品を除く)	丁2調査 (指定企業)	
売場面積が500㎡以上の家電専門店を10店舗以上有する企業			
60 その他の小売業	601 家具・建具・畳小売業	丙調査 (指定事業所) ※注3	乙調査 (指定事業所)
	602 じゅう器小売業		
	603 医薬品・化粧品小売業		
	6031 ドラッグストア	丁3調査 (指定企業)	
	ドラッグストアを50店舗以上有する企業もしくはドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業		
	604 農耕用品小売業	丙調査 (指定事業所) ※注3	乙調査 (指定事業所)
	605 燃料小売業		
	606 書籍・文房具小売業		
	607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業		
	608 写真機・時計・眼鏡小売業		
609 他に分類されない小売業			
6091 ホームセンター	丁4調査 (指定企業)		
ホームセンターを10店舗以上有する企業もしくはホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業			
61 無店舗小売業		乙調査 (指定事業所)	

注1:管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。

注2:売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用していない事業所であって、次に掲げる売場面積のもの(「百貨店」という。)

① 東京都特別区及び政令指定都市については3,000㎡以上

② ①以外の地域については1,500㎡以上

注3:売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用している事業所であって、売場面積が1,500㎡以上のもの(「スーパー」という。)



基幹統計

商業動態調査票

(大規模卸売店用)
年 1 月 分

Table with submission details: 提出先 (Economic Affairs Agency), 提出日 (15th), 部数 (1 department)

Vertical text on the left side explaining the survey's purpose and legal basis.

Vertical text on the right side providing instructions on how to fill out the form.

Table for company information: Name, Business Name, Address, Telephone numbers.

1-1. 商品販売額及び商品手持額 (商品販売額及び商品手持額)

Main table for commodity sales and inventory, categorized by product type (e.g., Textiles, Food, Machinery).

1-2. 販売先別商品販売額 (販売先別商品販売額)

Table for sales by destination: Domestic exports, Domestic sales of imports, Domestic sales of domestic goods.

2. 月末従業者数 (月末従業者数)

Table for end-of-month employee count and reporting details.

Table for survey identification numbers: Statistical Survey Number, Survey Form Number, Year/Month, Business/Company Number.

Table for legal entity number (法人番号).

(別表第3)



基幹統計

商業動態統計調査

商業動態調査票

(大規模卸売店用)
年 月 分

提出先	経済産業大臣
提出日	翌月 15 日
部数	1 部

甲

○この調査は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となつたすべての事業所は報告の義務があります。
 ○この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するもので、個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。
 ○この調査は、事業所ごとの調査ですから、支店などをもっているときは、その支店などの分は含めなくてください。

名称	企業名	所在地	本社又は本店所在地	(〒 -) (電話 - -)
	事業所名		事業所在地	(〒 -) (電話 - -)

1-1. 商品販売額及び商品手持額 「¥」記号は付けないでください。(単位:百万円。消費税額を含む。)

商品名	番号	月間商品卸売販売額						期末商品手持額 〔3月、6月、9月及び12月分を報告するときに記入してください。〕							
		A						B							
		兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
繊維品	0101														
衣服・身の回り品	0102														
農畜産物・水産物	0103														
食料・飲料	0104														
医薬品・化粧品	0105														
化学製品	0106														
石油・石炭	0107														
鉱物	0108														
鉄鋼	0109														
非鉄金属	0110														
一般機械器具	0111														
自動車	0112														
その他の輸送用機械器具	0113														
家庭用電気機械器具	0114														
その他の機械器具	0115														
建築材料	0116														
紙・紙製品	0117														
その他の商品	0118														
合計	0119														

1-2. 販売先別商品販売額 上記1-1の商品販売額の合計(番号0119)の内訳を次の該当する欄に記入してください。

販売先	番号	月間商品卸売販売額						備考
		A						
		兆	千億	百億	十億	億	千万	
商品輸出額	0121							
輸入品の国内卸売販売額	0122							
国内仕入品の国内卸売販売額	0123							

2. 月末従業者数

この調査票の内容について照会されたときに答えることのできる人の所属名及び氏名	年 月 日
(電話 - -)	報告者の氏名

統計調査番号	調査票番号	年月分	事業所・企業番号
A 0 3	0 0 0 1	年 月	

法人番号	
------	--

経済産業省(サービス動態統計室)

○記入に当たっては、裏面の記入注意のほか、記入要領を参照してください。

(別表第4)



政府統計



基幹統計

商業動態統計調査

商業動態調査票

(一般事業所用)



提出先	経済産業大臣
提出日	翌月15日
部数	1部

この調査票は、貴事業所の調査が開始された月のみ使用するものです。

年 1 月分

○この調査は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となったすべての事業所は報告の義務があります。

○この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するもので、個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。

○この調査は、事業所ごとの調査ですから、支店などをもっているときは、その支店などの分は含めないでください。

○記入に当たっては、裏面の記入注意のほか、記入要領を参照してください。

名称	企業名	所在地	本社又は本店所在地	(〒 -) (電話 - -)
	事業所名		事業所所在地	(〒 -) (電話 - -)

	番号	月間商品販売額							
		A							
		千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
1-1. 1月の商品販売額 <small>1月の商品販売額の合計を記入してください。「¥」記号は付けしないでください。(単位:万円。消費税額含む。)</small>	0101								
1-2. 12月の商品販売額 <small>この欄は12月の商品販売額の合計を記入してください。「¥」記号は付けしないでください。(単位:万円。消費税額含む。)</small>	0121								
2. 月末従業者数	0201								人

(備考)

この調査票の内容を照会されたとき答えることのできる人の所属名及び氏名 (電話 - -)

報告者の氏名 (年 月 日)

統計調査番号	調査票番号	年月分		事業所・企業番号
		年	月	
A 0 3	0 0 0 2	2 0	0 1	

法人番号

経済産業省(サービス動態統計室)

(別表第5)



政府統計



基幹統計

商業動態統計調査

商業動態調査票

(一般事業所用)

乙

提出先	経済産業大臣
提出日	翌月 15 日
部数	1 部

年 月分

○この調査は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となったすべての事業所は報告の義務があります。

○この調査は、商業動態統計を作成するために使用するもので、**個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。**

○この調査は、**事業所ごとの調査**ですから、支店などをもっているときは、その支店などの分は含めないうでください。

○この調査票は、調査開始の翌月以降に使用します。

○記入に当たっては、裏面の記入注意のほか、記入要領を参照してください。

名 称	企業名	所在地	本社又は本店所在地	(〒 -) (電話 - -)
	事業所名		事業所所在地	(〒 -) (電話 - -)

	番号	月間商品販売額							
		A							
		千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
1. 当月の商品販売額 <small>調査月の商品販売額の合計を記入してください。 「¥」記号は付けしないでください。(単位:万円。消費税額含む。)</small>	0101								
2. 月末従業者数	0201								人

(備考)

この調査票の内容を照会されたとき答えることのできる人の所属名及び氏名 (電話 - -)

報告者の氏名 (年 月 日)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分		事業所・企業番号
		年	月	
A 0 3	0 0 0 2	2 0		

法人番号

経済産業省(サービス動態統計室)



政府統計

秘 基幹統計

商業動態調査票

(百貨店・スーパー用)

年 月 分

提出先	経済産業大臣
提出日	翌月 15 日
部数	1 部

(別表第6)

○この調査は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づき基幹統計調査で、この調査の対象となつたすべての事業所は報告の義務があります。

○この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するもので、**個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。**

○この調査は、**事業所ごとの調査**ですから、支店などをもっているときは、その支店などの分は含まないでください。

名称	企業名							所在地	本社又は本店所在地	(〒 -) (電話 - -)							
	事業所名								事業所所在地	(〒 -) (電話 - -)							
1-1. 商品販売額								1-3. 期末商品手持額									
「¥」記号は付けないでください。 (単位:万円。消費税額を含む。)								この欄は3月、6月、9月及び12月分を報告するときに記入してください。(単位:万円。消費税額を含む。)									
商品名	番号	月間小売販売額						商品名	番号	期末商品手持額							
		A								A							
		百億	十億	億	千万	百万	十万	万円			百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
紳士服・洋品	0101								紳士服・洋品	0141							
婦人・子供服・洋品	0102								婦人・子供服・洋品	0142							
その他の衣料品	0103								その他の衣料品	0143							
身の回り品	0104								身の回り品	0144							
飲食料品	0105								飲食料品	0145							
家具	0106								家具	0146							
家庭用電気機械器具	0107								家庭用電気機械器具	0147							
家庭用品	0108								家庭用品	0148							
その他の商品	0109								その他の商品	0149							
食堂・喫茶	0110								合計	0150							
合計	0111								2. 月末従業者数	0201	人						
1-2. 商品券販売額								3. 売場面積									
月間販売額								0301									
A								平方メートル									
商品券								4. 月間営業日数									
0121								0401									
この調査票の内容について照会されたときに答えることのできる人の所属名及び氏名								備考									
(電話 - -)								報告者の氏名									
								年 月 日									
統計調査番号		調査票番号		年 月 分		事業所・企業番号											
A 0 3		0 0 0 3		2 0													

○記入に当たっては、裏面の記入注意のほか、記入要領を参照してください。

法人番号																	
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--



政府統計

秘 基幹統計

商業動態統計調査
商業動態調査票
(コンビニエンスストア用)
(年 月分)

提出先	経済産業大臣
提出日	翌月15日
部数	1部

企業名		所在地	(〒 —) (電話 — —)
-----	--	-----	------------------

1. 月間商品販売額・サービス売上高 「¥」記号は付けしないでください。(単位：百万円。消費税額を含む。)

商品分類	番号	当月販売額					
		A					
		千億	百億	十億	億	千万	百万
全 国 商 品 販 売 額	ファーストフード及び日配食品	0101					
	加工食品	0102					
	非食品	0103					
	計	0104					
	サービス売上高	0105					
	計	0106					

2. 都道府県別月間商品販売額・サービス売上高 「¥」記号は付けしないでください。(単位：百万円。消費税額を含む。)

都道府県	番号	当月販売額						都道府県	番号	当月販売額					
		A								A					
		千億	百億	十億	億	千万	百万			千億	百億	十億	億	千万	百万
都 道 府 県 別 ・ 商 品 販 売 額 ・ サ ー ビ ス 売 上 高	北海道	0201						都 道 府 県 別 ・ 商 品 販 売 額 ・ サ ー ビ ス 売 上 高	滋賀県	0225					
	青森県	0202							京都府	0226					
	岩手県	0203							大阪府	0227					
	宮城県	0204							兵庫県	0228					
	秋田県	0205							奈良県	0229					
	山形県	0206							和歌山県	0230					
	福島県	0207							鳥取県	0231					
	茨城県	0208							島根県	0232					
	栃木県	0209							岡山県	0233					
	群馬県	0210							広島県	0234					
	埼玉県	0211							山口県	0235					
	千葉県	0212							徳島県	0236					
	東京都	0213							香川県	0237					
	神奈川県	0214							愛媛県	0238					
	新潟県	0215							高知県	0239					
	富山県	0216							福岡県	0240					
	石川県	0217							佐賀県	0241					
	福井県	0218							長崎県	0242					
	山梨県	0219							熊本県	0243					
	長野県	0220							大分県	0244					
	岐阜県	0221							宮崎県	0245					
	静岡県	0222							鹿児島県	0246					
	愛知県	0223							沖縄県	0247					
	三重県	0224													

○この調査は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となったすべての企業は報告の義務があります。
○この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するため、個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。
○記入にあたっては記入要領を参照してください。

3. 月末店舗数

(単位：店)

都道府県	番号	当月末店舗数					都道府県	番号	当月末店舗数				
		A							A				
		万	千	百	十	一			万	千	百	十	一
北海道	0301						滋賀県	0325					
青森県	0302						京都府	0326					
岩手県	0303						大阪府	0327					
宮城県	0304						兵庫県	0328					
秋田県	0305						奈良県	0329					
山形県	0306						和歌山県	0330					
福島県	0307						鳥取県	0331					
茨城県	0308						島根県	0332					
栃木県	0309						岡山県	0333					
群馬県	0310						広島県	0334					
埼玉県	0311						山口県	0335					
千葉県	0312						徳島県	0336					
東京都	0313						香川県	0337					
神奈川県	0314						愛媛県	0338					
新潟県	0315						高知県	0339					
富山県	0316						福岡県	0340					
石川県	0317						佐賀県	0341					
福井県	0318						長崎県	0342					
山梨県	0319						熊本県	0343					
長野県	0320						大分県	0344					
岐阜県	0321						宮崎県	0345					
静岡県	0322						鹿児島県	0346					
愛知県	0323						沖縄県	0347					
三重県	0324						全 国	0300					

○この調査は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となつたすべての企業は報告の義務があります。
 ○この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するもので、個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。
 ○記入にあたっては記入要領を参照してください。

(備考)

この調査票の内容を照会されたとき答えることのできる人の所属名及び氏名

(電話 — —)

報告者（企業の代表者）の氏名 (年 月 日)

統計調査番号	調査票番号	年月分					事業所・企業番号													
		年		月																
A 0 3	0 0 0 4	2	0																	
法人番号																				



提出先	経済産業大臣
提出日	翌月 15 日
部数	1 部

企業名		所在地	(〒 —) (電話 — —)
-----	--	-----	------------------

1. 月間商品販売額 「¥」記号は付けないでください。(単位：百万円。消費税額を含む。)

商品分類	番号	当月販売額						商品分類	番号	当月販売額					
		A								A					
		千億	百億	十億	億	千万	百万			千億	百億	十億	億	千万	百万
全国・商品販売額	ビジュアル家電	0111						全国・商品販売額	調理家電	0152					
	オーディオ家電	0112							理美容家電	0153					
	情報家電本体	0121							季節家電	0154					
	情報家電周辺機器	0122							住宅設備家電	0161					
	通信家電	0130							その他	0162					
	カメラ類	0140							計	0170					
	家事家電	0151													

2. 都道府県別月間商品販売額 「¥」記号は付けないでください。(単位：百万円。消費税額を含む。)

都道府県	番号	当月販売額						都道府県	番号	当月販売額					
		A								A					
		千億	百億	十億	億	千万	百万			千億	百億	十億	億	千万	百万
都道府県別・商品販売額	北海道	0201						都道府県別・商品販売額	滋賀県	0225					
	青森県	0202							京都府	0226					
	岩手県	0203							大阪府	0227					
	宮城県	0204							兵庫県	0228					
	秋田県	0205							奈良県	0229					
	山形県	0206							和歌山県	0230					
	福島県	0207							鳥取県	0231					
	茨城県	0208							島根県	0232					
	栃木県	0209							岡山県	0233					
	群馬県	0210							広島県	0234					
	埼玉県	0211							山口県	0235					
	千葉県	0212							徳島県	0236					
	東京都	0213							香川県	0237					
	神奈川県	0214							愛媛県	0238					
	新潟県	0215							高知県	0239					
	富山県	0216							福岡県	0240					
	石川県	0217							佐賀県	0241					
	福井県	0218							長崎県	0242					
	山梨県	0219							熊本県	0243					
	長野県	0220							大分県	0244					
	岐阜県	0221							宮崎県	0245					
	静岡県	0222							鹿児島県	0246					
	愛知県	0223							沖縄県	0247					
	三重県	0224													

○この調査は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となつたすべての企業は報告の義務があります。
 ○この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するためには使用されるもので、個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。
 ○記入にあたっては記入要領を参照してください。

3. 月末店舗数

(単位：店)

都道府県	番号	当月末店舗数					都道府県	番号	当月末店舗数				
		A							A				
		万	千	百	十	一			万	千	百	十	一
北海道	0301						滋賀県	0325					
青森県	0302						京都府	0326					
岩手県	0303						大阪府	0327					
宮城県	0304						兵庫県	0328					
秋田県	0305						奈良県	0329					
山形県	0306						和歌山県	0330					
福島県	0307						鳥取県	0331					
茨城県	0308						島根県	0332					
栃木県	0309						岡山県	0333					
群馬県	0310						広島県	0334					
埼玉県	0311						山口県	0335					
千葉県	0312						徳島県	0336					
東京都	0313						香川県	0337					
神奈川県	0314						愛媛県	0338					
新潟県	0315						高知県	0339					
富山県	0316						福岡県	0340					
石川県	0317						佐賀県	0341					
福井県	0318						長崎県	0342					
山梨県	0319						熊本県	0343					
長野県	0320						大分県	0344					
岐阜県	0321						宮崎県	0345					
静岡県	0322						鹿児島県	0346					
愛知県	0323						沖縄県	0347					
三重県	0324						全 国	0300					

○この調査は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となつたすべての企業は報告の義務があります。
 ○この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するので、個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。
 ○記入にあたっては記入要領を参照してください。

(備考)

この調査票の内容を照会されたとき答えることのできる人の所属名及び氏名

(電話 — —)

報告者（企業の代表者）の氏名 (年 月 日)

統計調査番号	調査票番号	年月分		事業所・企業番号
		年	月	
A03	0005	2	0	
		法人番号		

(別表第9)



政府統計

商業動態統計調査
基幹統計 商業動態調査票

(ドラッグストア用)

(年 月分)

丁3

提出先	経済産業大臣
提出日	翌月15日
部数	1部

企業名		所在地	(〒 —) (電話 — —)
-----	--	-----	------------------

1. 月間商品販売額 「¥」記号は付けしないでください。(単位：百万円。消費税額を含む。)

商品分類	番号	当月販売額					
		A					
		千億	百億	十億	億	千万	百万
調剤医薬品	0101						
OTC医薬品	0102						
ヘルスケア用品(衛生用品)・介護・ベビー	0103						
健康食品	0104						
ビューティケア(化粧品・小物)	0105						
トイレタリ-	0106						
家庭用品・日用消耗品・ペット用品	0107						
食品	0108						
その他	0109						
計	0110						

○この調査は、統計法(平成十九年法律第五十三号)に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となつたすべての企業は報告の義務があります。
 ○この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するためには使用されません。
 ○記入にあたっては記入要領を参照してください。

2. 都道府県別月間商品販売額 「¥」記号は付けしないでください。(単位：百万円。消費税額を含む。)

都道府県	番号	当月販売額						都道府県	番号	当月販売額					
		A								A					
		千億	百億	十億	億	千万	百万			千億	百億	十億	億	千万	百万
北海道	0201							滋賀県	0225						
青森県	0202							京都府	0226						
岩手県	0203							大阪府	0227						
宮城県	0204							兵庫県	0228						
秋田県	0205							奈良県	0229						
山形県	0206							和歌山県	0230						
福島県	0207							鳥取県	0231						
茨城県	0208							島根県	0232						
栃木県	0209							岡山県	0233						
群馬県	0210							広島県	0234						
埼玉県	0211							山口県	0235						
千葉県	0212							徳島県	0236						
東京都	0213							香川県	0237						
神奈川県	0214							愛媛県	0238						
新潟県	0215							高知県	0239						
富山県	0216							福岡県	0240						
石川県	0217							佐賀県	0241						
福井県	0218							長崎県	0242						
山梨県	0219							熊本県	0243						
長野県	0220							大分県	0244						
岐阜県	0221							宮崎県	0245						
静岡県	0222							鹿児島県	0246						
愛知県	0223							沖縄県	0247						
三重県	0224														

経済産業省(サービス動態統計室)

(裏面も記入してください。)

3. 月末店舗数

(単位：店)

都道府県	番号	当月末店舗数					都道府県	番号	当月末店舗数				
		A							A				
		万	千	百	十	一			万	千	百	十	一
北海道	0301						滋賀県	0325					
青森県	0302						京都府	0326					
岩手県	0303						大阪府	0327					
宮城県	0304						兵庫県	0328					
秋田県	0305						奈良県	0329					
山形県	0306						和歌山県	0330					
福島県	0307						鳥取県	0331					
茨城県	0308						島根県	0332					
栃木県	0309						岡山県	0333					
群馬県	0310						広島県	0334					
埼玉県	0311						山口県	0335					
千葉県	0312						徳島県	0336					
東京都	0313						香川県	0337					
神奈川県	0314						愛媛県	0338					
新潟県	0315						高知県	0339					
富山県	0316						福岡県	0340					
石川県	0317						佐賀県	0341					
福井県	0318						長崎県	0342					
山梨県	0319						熊本県	0343					
長野県	0320						大分県	0344					
岐阜県	0321						宮崎県	0345					
静岡県	0322						鹿児島県	0346					
愛知県	0323						沖縄県	0347					
三重県	0324						全 国	0300					

○この調査は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となつたすべての企業は報告の義務があります。
 ○この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するため、個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。
 ○記入にあたっては記入要領を参照してください。

(備考)

この調査票の内容を照会されたとき答えることのできる人の所属名及び氏名

(電話 — —)

報告者（企業の代表者）の氏名 (年 月 日)

統計調査番号	調査票番号	年月分			事業所・企業番号				
		年	月						
A03	0006	2	0						
法人番号									



政府統計

商業動態統計調査
商業動態調査票
(ホームセンター用)
(年 月分)

提出先	経済産業大臣
提出日	翌月15日
部数	1部

企業名		所在地	(〒 —) (電話 — —)
-----	--	-----	------------------

1. 月間商品販売額 「¥」記号は付けないでください。(単位：百万円。消費税額を含む。)

商品分類	番号	当月販売額					
		A					
		千億	百億	十億	億	千万	百万
全国・商品販売額	D I Y 用具・素材	0101					
	電気	0102					
	インテリア	0103					
	家庭用品・日用品	0104					
	園芸・エクステリア	0105					
	ペット・ペット用品	0106					
	カー用品・アウトドア	0107					
	オフィス・カルチャー	0108					
	その他	0109					
計	0110						

○この調査は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となったすべての企業は報告の義務があります。
○この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するためには使用されません。
○記入にあたっては記入要領を参照してください。

2. 都道府県別月間商品販売額 「¥」記号は付けないでください。(単位：百万円。消費税額を含む。)

都道府県	番号	当月販売額						都道府県	番号	当月販売額					
		A								A					
		千億	百億	十億	億	千万	百万			千億	百億	十億	億	千万	百万
都道府県別・商品販売額	北海道	0201						滋賀県	0225						
	青森県	0202						京都府	0226						
	岩手県	0203						大阪府	0227						
	宮城県	0204						兵庫県	0228						
	秋田県	0205						奈良県	0229						
	山形県	0206						和歌山県	0230						
	福島県	0207						鳥取県	0231						
	茨城県	0208						島根県	0232						
	栃木県	0209						岡山県	0233						
	群馬県	0210						広島県	0234						
	埼玉県	0211						山口県	0235						
	千葉県	0212						徳島県	0236						
	東京都	0213						香川県	0237						
	神奈川県	0214						愛媛県	0238						
	新潟県	0215						高知県	0239						
	富山県	0216						福岡県	0240						
	石川県	0217						佐賀県	0241						
	福井県	0218						長崎県	0242						
	山梨県	0219						熊本県	0243						
	長野県	0220						大分県	0244						
	岐阜県	0221						宮崎県	0245						
	静岡県	0222						鹿児島県	0246						
	愛知県	0223						沖縄県	0247						
	三重県	0224													

3. 月末店舗数

(単位：店)

都道府県	番号	当月末店舗数					都道府県	番号	当月末店舗数				
		A							A				
		万	千	百	十	一			万	千	百	十	一
北海道	0301						滋賀県	0325					
青森県	0302						京都府	0326					
岩手県	0303						大阪府	0327					
宮城県	0304						兵庫県	0328					
秋田県	0305						奈良県	0329					
山形県	0306						和歌山県	0330					
福島県	0307						鳥取県	0331					
茨城県	0308						島根県	0332					
栃木県	0309						岡山県	0333					
群馬県	0310						広島県	0334					
埼玉県	0311						山口県	0335					
千葉県	0312						徳島県	0336					
東京都	0313						香川県	0337					
神奈川県	0314						愛媛県	0338					
新潟県	0315						高知県	0339					
富山県	0316						福岡県	0340					
石川県	0317						佐賀県	0341					
福井県	0318						長崎県	0342					
山梨県	0319						熊本県	0343					
長野県	0320						大分県	0344					
岐阜県	0321						宮崎県	0345					
静岡県	0322						鹿児島県	0346					
愛知県	0323						沖縄県	0347					
三重県	0324						全 国	0300					

○この調査は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となつたすべての企業は報告の義務があります。
 ○この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するもので、個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。
 ○記入にあたっては記入要領を参照してください。

(備考)

この調査票の内容を照会されたとき答えることのできる人の所属名及び氏名

(電話 — —)

報告者（企業の代表者）の氏名 (年 月 日)

統計調査番号	調査票番号	年月分		事業所・企業番号
		年	月	
A03	0007	2	0	

法人番号

別表第 1 1 (調査票使用区分)

調査票名	調査票の区分	備 考
商業動態調査票甲 (大規模卸売店用) (別表第 2)	調査票の名称の下に(△△△△年 1 月分)の記載があり、使用する年月を特定したもの。	経済センサス - 活動調査の結果を基に標本の切替えを行った後、最初の月に使用する調査票(調査の開始月の前月分を調査する欄がある。)
商業動態調査票甲 (大規模卸売店用) (別表第 3)	調査票の名称の下に(△△△△年△月分)の記載があり、使用する年月を特定しないもの。	経済センサス - 活動調査の結果を基に標本の切替えを行った後、最初の月以外に使用する調査票。
商業動態調査票乙 (一般事業所用) (別表第 4)	調査票の名称の下に(△△△△年 1 月分)の記載があり、使用する年月を特定したもの。	経済センサス - 活動調査の結果を基に標本の切替えを行った後、最初の月に使用する調査票(調査の開始月の前月分を調査する欄がある。)
商業動態調査票乙 (一般事業所用) (別表第 5)	調査票の名称の下に(△△△△年△月分)の記載があり、使用する年月を特定しないもの。	経済センサス - 活動調査の結果を基に標本の切替えを行った後、最初の月以外に使用する調査票。
商業動態調査票丙 (百貨店・スーパー用) (別表第 6)		
商業動態調査票丁 1 (コンビニエンスストア用) (別表第 7)		
商業動態調査票丁 2 (家電大型専門店用) (別表第 8)		

調査票名	調査票の区分	備 考
商業動態調査票丁3 (ドラッグストア用) (別表第9)		
商業動態調査票丁4 (ホームセンター用) (別表第10)		

商業動態統計調査の標本設計に関する資料

1. 標本抽出の具体的な方法

(1) 抽出方法：経済センサス-活動調査を母集団情報として、業種別・従業者規模別に層化し、無作為抽出する。ただし、「中分類 5 0 - 各種商品卸売業」については従業者規模 1 0 0 人以上の層、「中分類 5 1 - 繊維・衣服等卸売業」から「中分類 5 5 - その他の卸売業（「細分類 5 5 9 8 - 代理商、仲立業」を除く。）」については従業者規模 2 0 0 人以上の層は全数を対象とする。

(2) 抽出単位：事業所

ただし、丙調査の事業所、丁 1 調査のチェーン企業の傘下事業所とフランチャイズの事業所及び丁 2～4 調査の調査対象企業の傘下事業所を除く。

(3) 層化基準：業種別 卸売業 15 区分、小売業 9 区分

従業者規模別 卸売業 7 区分、小売業 6 区分

	卸売業	小売業
業種別	各種商品卸売業、繊維品卸売業、衣服・身の回り品卸売業、農畜産物・水産物卸売業、食料・飲料卸売業、建築材料卸売業、化学製品卸売業、鉱物・金属材料卸売業、産業機械器具卸売業、自動車卸売業、電気機械器具卸売業、その他の機械器具卸売業、家具・建具・じゅう器卸売業、医薬品・化粧品卸売業、その他の卸売業	各種商品小売業、繊維・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、自動車小売業、機械器具小売業、燃料小売業、医薬品・化粧品小売業、その他小売業、無店舗小売業
従業者規模別	1～4人、5～9人、10～19人、20～49人、50～99人、100～199人、200人～	1～4人、5～9人、10～19人、20～49人、50～99人、100人～

(4) 目標精度：年間商品販売額の目標精度が卸売業の業種別に標準誤差率 8 % 以下、小売業の業種別に標準誤差率 5 % 以下となるよう標本サイズを決定する。

○業種別標本数の計算式は以下のとおり。

$$n_i = \frac{(\sum N_{ij} \sigma_{ij})^2}{C^2 (\sum N_{ij} \mu_{ij})^2 + \sum N_{ij} \sigma_{ij}^2}$$

ただし、 $\mu_{ij} = \bar{X}_{ij}$

$$W_{ij} = \frac{N_{ij}}{N} \quad , \quad c = d \quad \text{とすると}$$

$$= \frac{(\sum W_{ij} \sigma_{ij})^2}{d^2 (\sum W_{ij} \mu_{ij})^2 + 1/N_i \cdot \sum W_{ij} \sigma_{ij}^2}$$

層内分散

$$\sigma_{iw}^2 = \frac{1}{N_i} \sum_{j=1}^L N_{ij} \sigma_{ij}^2 = \sum W_{ij} \sigma_{ij}^2$$

層内標準偏差平均

$$\bar{\sigma}_{iw} = \frac{1}{N_i} \sum_{j=1}^L N_{ij} \sigma_{ij} = \sum W_{ij} \sigma_{ij}$$

標本数

$$= \frac{\bar{\sigma}_{iw}^2}{d^2 (\sum W_{ij} \mu_{ij})^2} \cdot \frac{1}{1 + \frac{1}{N_i} \cdot \frac{\sigma_{iw}^2}{d^2 (\sum W_{ij} \mu_{ij})^2}}$$

$$\sum W_{ij} \mu_{ij} = \sum W_{ij} \bar{X}_{ij} = \bar{X}_i \Rightarrow i \text{業種の平均販売額}$$

$$= \left[\frac{\bar{\sigma}_{iw}}{d \bar{X}_i} \right]^2 \cdot \frac{1}{1 + \frac{1}{N_i} \cdot \left[\frac{\sigma_{iw}}{d \bar{X}_i} \right]^2}$$

ただし、 N : 母集団数

n : 業種別・従業者規模別事業所数

i : 業種区分

j : 従業者規模区分 ($j=1,2,\dots,L$)

X : 年間販売額

\bar{X} : 1事業所当たり年間販売額 (平均販売額)

C : 変動係数

$$C_{ij} = \frac{\sigma_{ij}}{\bar{X}_{ij}}$$

$\mu_{ij} := \bar{X}_{ij}$: i 業種 j 規模の平均販売額

d : 標準誤差率

σ_{ij} : 標準誤差

$\bar{\sigma}_{iw}$: 層内標準偏差平均

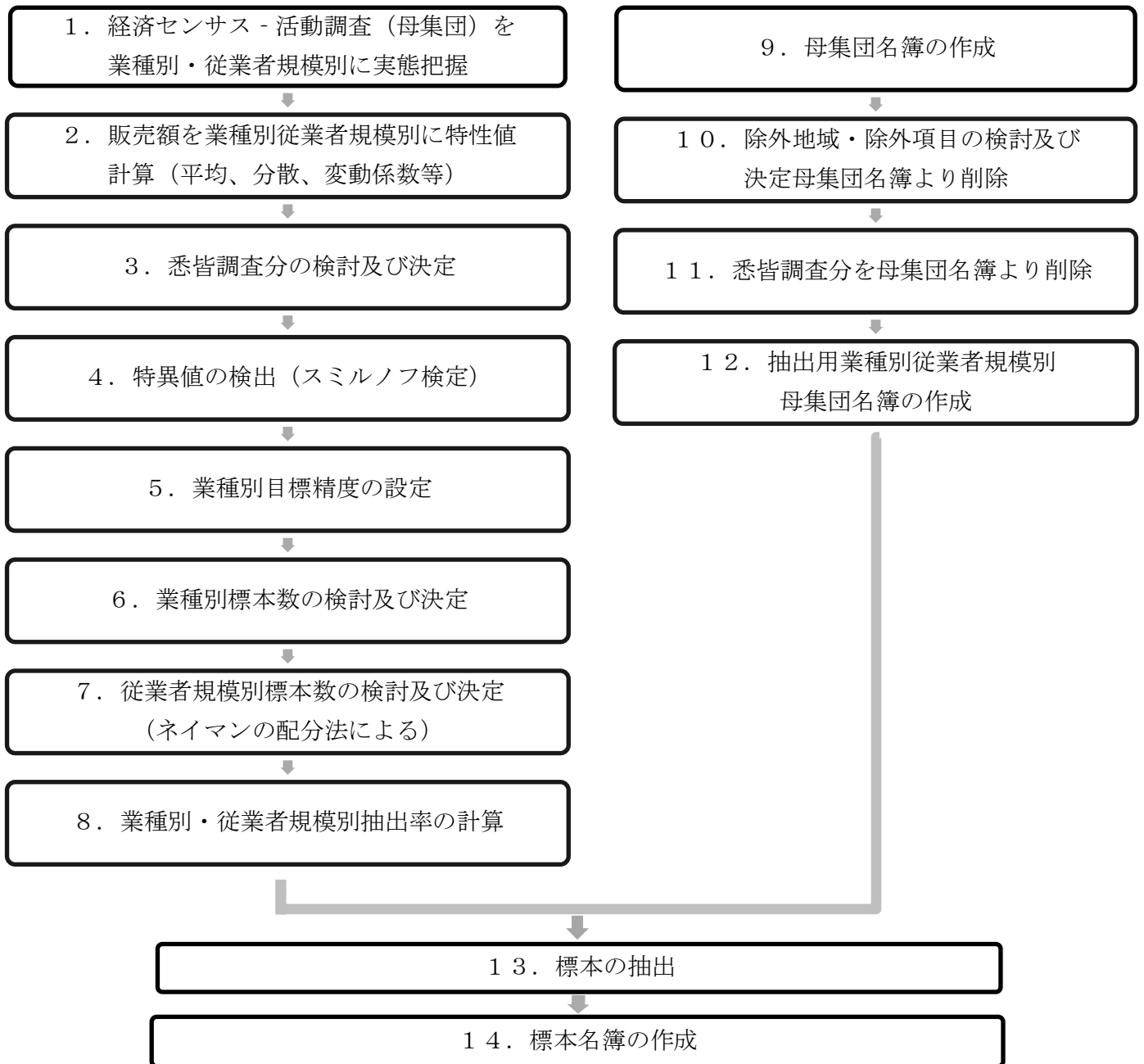
σ_{iw}^2 : 層内分散

$W_{ij} = \frac{N_{ij}}{N_i}$: i 業種における j 規模事業所数の比率

○業種別標本数は、ネイマンの最適配分法により従業者規模別に配分した。

$$n_{ij} = n_i \cdot \frac{\sigma_{ij} N_{ij}}{\sum_j \sigma_{ij} N_{ij}}$$

【作業フロー図】



2. 標本交替等を行う場合の方法

標本交替を行う前年に事業所の存否確認を実施し、廃業や事業転換等があった場合には、母集団から標本抽出されなかった事業所から繰り入れを行い、対象を確定する。

母集団情報を令和3年経済センサス - 活動調査に更新後は、存否確認実施前に最新の事業所母集団データベース（年次フレーム）の情報を活用し、存否確認情報を整備した上で、存否確認を実施、対象を確定する。

現在の標本設計における調査期間は、1か年、2か年及び全期間。毎年1月分調査時に、1か年標本の調査対象が入れ替わり、3年目では1か年と2か年標本の交替がある。

3. 母集団推計を行う場合の推計方法

母集団の推計は行っていない。

毎月の業種別販売額の推定は、標本調査の結果から比推定によって行っている。

詳細は、経済産業省ホームページ（下記 URL）を参照。

<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syoudou/result-4.html#menu06>

<参考：商業動態統計業種分類と日本標準産業分類との対応表>

商業動態統計業種分類	コード 日本標準産業分類 (平成25年[2013年]10月改定)※	商業動態統計業種分類	コード 日本標準産業分類 (平成25年[2013年]10月改定)※
各種商品卸売業	501 各種商品卸売業	各種商品小売業	56 各種商品小売業
繊維品卸売業	511 繊維品卸売業(衣服、身の回り品を除く)		(561 百貨店・総合スーパー含む)
衣服・身の回り品卸売業	512 衣服卸売業	織物・衣服・身の回り品小売業	57 織物・衣服・身の回り品小売業
	513 身の回り品卸売業	飲食料品小売業	58 飲食料品小売業
農畜産物・水産物卸売業	521 農畜産物・水産物卸売業		(5891 コンビニエンスストア含む)
食料・飲料卸売業	522 食料・飲料卸売業	自動車小売業	591 自動車小売業
建築材料卸売業	531 建築材料卸売業		(5914 二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く)
化学製品卸売業	532 化学製品卸売業	機械器具小売業	593 機械器具小売業(自動車, 自転車を除く)
	533 石油・鉱物卸売業	燃料小売業	605 燃料小売業
鉱物・金属材料卸売業	534 鉄鋼製品卸売業	医薬品・化粧品小売業	603 医薬品・化粧品小売業
	535 非鉄金属卸売業		(6031 ドラッグストア含む)
機械器具卸売業	54 機械器具卸売業		5914 二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)
産業機械器具卸売業	541 産業機械器具卸売業	その他小売業	592 自転車小売業
自動車卸売業	542 自動車卸売業		60 その他の小売業
電気機械器具卸売業	543 電気機械器具卸売業		(6091 ホームセンター含む)
その他の機械器具卸売業	549 その他の機械器具卸売業		(603 医薬品・化粧品小売業、
家具・建具・じゅう器卸売業	551 家具・建具・じゅう器等卸売業		605 燃料小売業を除く)
医薬品・化粧品卸売業	552 医薬品・化粧品等卸売業	無店舗小売業	61 無店舗小売業
	536 再生資源卸売業		
その他の卸売業	553 紙・紙製品卸売業		
	559 他に分類されない卸売業 (5598 代理商, 仲立業を除く)		

※各産業における「管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く。

集計事項

公表の方法	集計事項
商業動態統計速報	第1表 業種別商業販売額及び前年(度、同期、同月)比増減率 第2表 業種別商業販売額指数[原指数、季節調整済指数及び前期(月)比増減率] 第3表 大規模卸売店商品別販売額及び前年(度、同期、同月)比増減率 第4表 百貨店・スーパー商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 第5表 百貨店・スーパー商品別販売額指数[原指数、季節調整済指数及び前期(月)比増減率] 第6表(1) 百貨店・スーパー経済産業局別、商品別販売額 第6表(2) 百貨店・スーパー経済産業局別販売額前年(度、同期、同月)比増減率 第7表 百貨店・スーパー都道府県別販売額及び前年同月比増減率 第8表 コンビニエンスストア商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 第9表 コンビニエンスストア販売額指数[商品別販売額原指数、商品別季節調整済指数及び前期(月)比増減率、経済産業局別季節調整済指数及び前期(月)比増減率] 第10表 コンビニエンスストア経済産業局別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 第11表 コンビニエンスストア都道府県別販売額等及び前年同月比増減率 第12表 家電大型専門店商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 第13表 家電大型専門店経済産業局別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 第14表 家電大型専門店都道府県別販売額等及び前年同月比増減率 第15表 ドラッグストア商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 第16表 ドラッグストア経済産業局別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 第17表 ドラッグストア都道府県別販売額等及び前年同月比増減率 第18表 ホームセンター商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 第19表 ホームセンター経済産業局別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 第20表 ホームセンター都道府県別販売額等及び前年同月比増減率 第21表 卸売業、小売業別期末商品手持額及び前年同期末比増減率
商業動態統計月報(確報)	第1部 商業販売 第1表 業種別商業販売額及び前年(度、同期、同月)比増減率 第2表 業種別商業販売額指数[原指数及び前年(同期、同月)比増減率、季節調整済指数及び前期(月)比増減率] 第2部 大規模卸売店販売 第1表 商品別販売額及び前年(度、同期、同月)比増減率 第2表 商品別期末商品手持額、在庫率及び前年同期末比増減率 第3部 百貨店・スーパー販売 第1表 商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 第2表 商品別販売額指数[原指数及び前年(同期、同月)比増減率、季節調整済指数及び前期(月)比増減率] 第3表(1) 経済産業局別販売額 第3表(2) 経済産業局別販売額前年(度、同期、同月)比増減率 第3表(3) 経済産業局別、商品別販売額等 第4表(1) 都道府県別販売額前年(度、同期、同月)比増減率 第4表(2) 都道府県別、商品別販売額等 第5表(1) 商品別期末商品手持額及び前年同期末比増減率 第5表(2) 商品別在庫率及び前年同期末比増減率 第5表(3) 経済産業局別、商品別期末商品手持額 第5表(4) 都道府県別、商品別期末商品手持額 第4部 コンビニエンスストア販売 第1表 商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 第2表 経済産業局別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 第3表(1) 商品別販売額原指数 第3表(2) 経済産業局別販売額原指数 第3表(3) 商品別販売額季節調整済指数及び前期(月)比増減率 第3表(4) 経済産業局別販売額季節調整済指数及び前期(月)比増減率 第4表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 第5部 家電大型専門店販売 第1表 商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 第2表 経済産業局別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 第6部 ドラッグストア販売 第1表 商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 第2表 経済産業局別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 第7部 ホームセンター販売 第1表 商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 第2表 経済産業局別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

商業動態統計調査の実施の必要性

1. 調査の目的・必要性

(1) 目的

商業動態統計調査は、全国の商業を営む事業所及び企業の事業活動の動向を明らかにすることをその目的としている。

(2) 必要性

各種景気指標の中でも供給サイドから流通活動や個人消費を捉えられる代表的な指標として極めて重要な役割を担っており、また、景気動向を捉えることの出来る重要な公的統計として、国内外の政府機関、市場関係者などから毎月広く活用され注目されている。

このため、基幹統計調査として継続的に実施することが必要不可欠である。

(3) 政府内において想定される主な利活用

[区分]

- 重要な政策の立案・実施・評価のための基礎資料
- 基幹統計など重要な統計作成への利用
- 国際機関への提供など国際比較上の利用
- その他

[具体的な利活用]

- ・ 月例経済報告（内閣府）
- ・ 四半期別GDP速報（QE）（内閣府）
- ・ 景気動向指数（内閣府）
- ・ 消費動向指数（総務省）
- ・ 第3次産業活動指数（経済産業省）

2. 他の統計調査との重複

本調査と重複する月次の統計調査は、存在しない。

3. 行政記録情報等の利活用

商業動態統計調査の調査事項と類似の事項について把握している行政記録は確認できない。

4. 事業所母集団データベースを利用した重複是正等

重複是正の実施については毎年9月頃、調査結果名簿の履歴登録は毎年3月頃に行う。